

緊急財政対策について

2017年（平成29年）6月27日

I 財政状況

本市の予算編成は、市税収入の減少や歳出規模の増大による財源の不足を繰越金及び財政調整基金繰入金に大きく依存しており、ここ数年その額が増加してきた。平成28年度決算の結果、平成29年度一般会計繰越金予算に約9,000万円の不足が生じている上、財政調整基金の残高は約1億円となっており、今年度の補正予算の財源が確保できない。現在における財政見通しでは、現状の歳出規模を維持した場合、平成30年度予算編成では、繰越金の不足及び財政調整基金の枯渇により財源不足となることが見込まれる。

II 緊急財政対策本部の設置

本市の安定的な財政運営を確保するため、市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とし部長級職員を部員とする「逗子市緊急財政対策本部」を設置し、平成29、30年度の財源不足を回避するための緊急財政対策プログラム及び平成31年度以降の財政対策プログラムを作成する。

III 緊急財政対策プログラム

平成29、30年度の財源不足を回避するため、現在実施している諸施策及び新規施策について、廃止、休止、縮小等の見直しを行うとともに、その他具体的な対策をとりまとめる。

1 平成29年度の緊急財政対策

次の取組み及び各特別会計の平成28年度実質収支から今後一般会計へ繰戻される額により、繰越金の不足約9千万円及び平成29年度中の補正予算財源並びに来年度予算への繰越金を確保する。

- (1) 予算の執行制限
- (2) 歳出予算の流用、予備費の充用の原則禁止
- (3) 時間外勤務手当及び事務経費の削減
- (4) 売却の方針が決定している市有地及び売却可能な財産の売却

2 平成30年度の緊急財政対策

(1) 事務事業の見直し

平成30年度の予算編成においては、財政調整基金繰入金を見込むことができないなど、数億円規模の財源不足が生じ、現状では予算が編成できない状況にある。こうした状況を踏まえ、“歳入に見合った歳出”を原則に、市民生活への影響度、実施の緊急度などの視点から事務事業の優先度を判断し、ゼロベースからの見直しを行う。

(2) 見直しの方法

① 財政課による見直し対象候補リストの作成

財政課は、見直し対象候補リストを作成し、市長の承認を得る。

- ② 各部による見直し対象候補リストの追加及び検証
 各部は見直し対象事業の候補とされた事務事業及び各部において見直し対象事業の候補となり得ると判断する事業について、市民生活への影響度、事務事業実施の緊急度、事務事業実施の効果、事務事業実施主体の妥当性等の視点から施策の優先度または見直しの方向性（「廃止」「休止」「縮小」「現状維持」）を判断し、一般財源削減額とともに本部に提出する。
- ③ 緊急財政対策本部は、各部から提出された検証結果をもとに、全庁的な視点から審議し、事務事業ごとに「廃止」「休止」「縮小」「現状維持」に区分した評価を行う。
- (3) 見直しの視点
- ① 市が単独で実施している事務事業や補助事業の上乗せで実施している事務事業について、市民生活への影響度、事務事業実施の緊急度、事務事業実施の効果、事務事業実施主体の妥当性等の視点から、その必要性が低いものは、事務事業の廃止、休止等を検討する。
 また、市が他自治体の水準を上回るサービスを実施している事務事業については、サービス水準の見直しを行う。
- ② 市が実施している事業で、国や県でも同様の事業を行っている場合、または、市の内部において類似事業を行っているものは、事業の整理・統合を検討する。
- ③ 委託業務については、業務の必要性や効果を検証し、仕様の見直しを検討する。
- ④ 補助金や助成事業については、補助対象事業・助成対象事業の成果を検証し、補助・助成の必要性和補助水準や助成規模について見直しを検討する。
- ⑤ イベント・啓発事業等については、歳出予算削減に直結しないとしても、人件費削減につながることから、原則として事業の廃止、休止等を検討する。
- ⑥ 公共施設の管理運営については、すべての公共施設において開館日数、開館時間等の縮小を検討するほか、施設の管理方法及び運営方法の効率化について検討する。
 指定管理者制度による管理運営についても、協定書等の変更を前提とした仕様の見直しを行う。
- ⑦ 改築や改修が必要な市有施設については、施設の統廃合なども含め、総合的な経費削減の方法を検討する。
- (4) 財源の確保
- ① 国民健康保険料、保育料については、受益者負担の適正化の観点からその見直しを検討する。
- ② 使用料・手数料等については、受益者負担の適正化に努める。またコストを的確に把握することで事業の効果・効率性を検証し、事業の改善も併せて図る。
- ③ 特定の人に係るサービスで、これまで受益者の負担金等を徴収していない事業については、受益者負担金の原則に基づきその導入について検討する。
- ④ 市民税等の収納率向上についての対策や新たな財源の確保策など、歳入確保に向けた取組みについて検討する。
- ⑤ 市が所有する財産のうち、売却可能なもので有効活用が図られていないものについては売却を検討する。
- (5) 人件費の削減
 職員給与・手当等の見直し、職員数の削減を検討する。

(6) 目標額の設定

以上の取組みによる目標額は、繰越金と財政調整基金繰入金の来年度予算見込額を勘案し、7億円とする。

【目標額の根拠】

(千円)

	29歳入予算額	30歳入予算額 (見込)	30年度不足見込額
繰越金	547,031	350,000	△197,031
財政調整基金 繰入金	500,000	0	△500,000
合計	1,047,031	350,000	△697,031

⇒△700,000千円

IV 平成31年度以降の財政対策プログラム

平成31年度以降の財政対策その他平成31年度以降の予算編成に必要な事項については、「緊急財政プログラム」をベースとし、平成29年度の決算状況等を考慮し決定する。

V 今後のスケジュール(予定)

時期	内容		
29年	6月下旬	見直し対象候補リストの作成(財政課)	
	7月下旬	見直し対象候補事業の各部における検証(各部)	
	8月	各部における検証結果の緊急財政対策本部における調整	
	9月	全協で市長報告(中間報告?)	
	10月初旬	緊急財政対策本部による見直し対象事業の決定 (「緊急財政対策プログラム」)の確定	
	10月初旬	市議会への最終報告 報道発表	
	10月中旬	平成30年度予算編成方針決定	
	11月~	市民周知(広報、HP、事業主管課による説明等) 平成30年度予算編成への反映	
	30年	6月~	平成31年度以降の財政プログラムの検討

【各部による見直し対象候補リストの作成に係る留意事項】

1 財政課による事業見直しの視点

○平成 30 年度予算編成にあたっての事務事業見直しについては、大変緊急度が高いことから、市民生活への影響度を最優先とする中で、必要性や効果が認められても緊急性が低いと思われるものについては、見直し候補とした。

○その他個別項目

- ①市単扶助費（扶助費的な補助金含む）はすべて見直し対象とした。
- ②イベント・祭り等はすべて見直し対象とした。
- ③公共施設については、すべての公共施設を開館日数・開館時間の見直し対象とした。
- ④市単独事業費の多い事業（維持補修事業・整備事業等）は、事業費の減額対象とした。
- ⑤委員報酬のうち月額報酬制を取っているものについては、一律日額報酬検討の対象とした。

2 各部による事業見直し対象候補リストの追加及び検証の視点

○基本的な考え方については、財政課による事業見直しの視点と同様とする。

○財政課からのリストに加え、各部の視点により見直し対象候補の追加を行う。

○これまで継続してきた事業の「廃止」「休止」「縮小」は大変困難ではあるが、これを可能とするための方策を検討すること。

○方向性の検討にあたっては、「廃止」「縮小」等の際だけでなく、「現状維持」とする場合についても、他市比較等バックデータとなるものを用意し、方向性の検討の理由を十分説明できるようにする。

○方向性の検討にあたっては、担当課だけではなく、必ず部としての視点から整理すること。

○市長ヒアリング等の課題となり、「将来的な縮小」等の結論が出ているものについても、対応を早めることができるか検討する。

○委員報酬の日額化については、平成 30 年度からの実現可能性の検討と近隣の状況等のバックデータを用意する。